第１　職員の給与等に関する報告

１　本年の勧告について

人事委員会制度は、憲法で保障された労働基本権の制約の代償措置として位置づけられている。とりわけ給与勧告は、職員の生活を維持し、安心して職務に専念するための措置として最も重要なものであり、その役割は、人事行政に関する中立的な専門機関である人事委員会が均衡の原則を踏まえた給与勧告を行い、当該地方公共団体の長と議会が最大限に尊重するという仕組みによって果たすこととされている。

給与勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査（以下「「民調」」という。）について、例年は、調査員が民間の事業所を直接訪問し、月例給と特別給（ボーナス）等を一括して調査し、その結果をもとに、職員の給与等に関する報告及び給与改定に係る勧告を行っているところである。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等の調査を６月29日から先行して実施した。その結果、特別給の改定が必要であることが明らかとなったため、月例給に先立って職員の特別給について勧告を行うこととした。

本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれては、適切に対応されるよう要請する。

なお、月例給については、８月17日から９月30日に実施した月例給の調査結果に基づき、今後、必要な報告及び勧告を行うこととする。

２　職員の給与等の状況

本委員会は、「職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。）の職員構成、平均年齢、令和２年４月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

　(1)　平均給与（月例給）

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（10,901人、平均年齢41.6歳）の平均給与月額は、379,260円となっており、昨年４月と比べ2,407円増加している。その内訳は、給料320,157円、管理職手当5,541円、扶養手当7,657円、地域手当39,347円、住居手当6,487円、その他手当71円となっている。

(2)　期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、６月と12月の２回に分けて支給されており、支給期ごとの支給割合（月数）については、期末手当が1.3月分（特定管理職員（※１）にあっては1.1月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が0.95月分（特定管理職員にあっては1.15月分）となっており、年間平均支給月数は、4.5月分（再任用職員、指定職給料表適用職員（※２）、任期付研究員（※２）及び特定任期付職員を除く。）となっている。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員には期末手当のみが支給され、６月及び12月の支給割合はそれぞれ1.7月分となっている。

その他の調査結果については、資料「１　職員給与」に記載のとおりである。

３　民間の特別給の状況

　(1)　民間の賃金動向

令和２年夏季一時金の状況については、日本経済団体連合会（経団連）の調査では、妥結額平均は901,147円であり、前年に比べ2.17％下がった。

また、日本労働組合総連合会（連合）の季別調査では、月数では2.22月と前年より0.23月引下げとなっており、金額では655,452円と前年より44,233円引下げとなっている。

 (2)　職種別民間給与実態調査

 ア　調査の概要

例年、本委員会は、職員と民間の給与を精確に比べるため、人事院や全国の人事委員会と共同で「民調」を行っている。

本年は、府内所在の4,484事業所を母集団とし、このうち687事業所を抽出し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等に関する調査を郵送等により実施した。調査事業所の協力のもと、調査を完了した547事業所（完了率81.6％（※３））のデータを得ることができた。

イ　 調査結果

前年８月から当年７月までの１年間に支払われた特別給の１人当たり平均支給額は、平均所定内給与月額の4.47月分に相当している。また、賞与に占める考課査定分の割合は、課長級が49.8％、一般の従業員（係員）が43.6％となっている。

その他の調査結果については、資料「２　民間給与」に記載のとおりである。

４　職員給与と民間給与との比較（特別給）

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。「民調」の結果、前年８月から当年７月までの１年間において、民間で支払われた特別給は、年間で平均所定内給与月額の4.47月分になっており、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数は4.5月分であり、民間の特別給の支給割合を0.03月分上回っていることが明らかになった。

５　人事院勧告の概要

人事院は、令和２年10月７日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて特別給の改定について勧告した。

特別給に関する勧告は、期末手当について0.05月分の引下げを内容とするものである。

また、公務員人事管理について報告を行った。それらの概要は、資料「７　人事院勧告の概要」に示すとおりである。

※１　特定管理職員とは、行政職給料表、医療職給料表及び公安職給料表並びに研究職給料表の適用を受ける職員のうち、部長級職員、次長級職員、課長級職員及び警視並びに総括研究員級職員で、管理職手当の区分が一種から四種及び七種の職を占める職員（休職にされている職員のうち公務上の負傷等による心身の故障のため、長期の休養を要する場合に該当して休職にされた職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）をいう。

これらの職員については、勤務成績をより給与に反映させる必要があるため、他の職員に比べて勤勉手当の支給割合を高く設定している。

※２　令和２年４月１日現在、指定職給料表適用職員及び任期付研究員はいない。

※３　調査対象の687事業所のうち、調査の結果、企業規模又は事業所規模が調査対象外となっていたこと等が判明した事業所17所を除いた670所に占める調査完了事業所547所の割合（81.6％）を完了率としている。